## 《料紹介 東京大学史料編纂所所蔵

瀬昌之

戸

## 紹介にあたって

東京大学史料編纂所所蔵『天台座主記』(請求記号:○一一六―一。東京大学史料編纂所所蔵『天台座主記』(請求記号:○一一六―一。本ども含め、多くの論点を引き出しうる史料である。 東京大学史料編纂所所蔵『天台座主記』(請求記号:○一一六―一。 東京大学史料編纂所所蔵『天台座主記』(請求記号:○一一六―一。

記』を翻刻・紹介したいと考える。難い。そこで、本号および次号において、この編纂所本『天台座主がし、残念ながら本史料は研究において広く活用されてきたとは言い

したい。巻の翻刻・紹介および解題は次号で行うことと巻を翻刻・紹介し、下巻の翻刻・紹介および解題は次号で行うこととるが、作業進捗の関係上、本号ではデータベース上の画像をもとに上本来であれば、十全な解題を付した上で翻刻・紹介を行うべきであ

## 翻刻

凡例

ただし、九丁表裏については、レイアウトの都合で追い込んだ箇所・行替わりや空白などについては、なるべく史料原本の形を尊重した。書かれている場合、文脈上明らかなものは、本来の文字に直した。・文字はおおむね現時通用の字体に改めた。また、文字の一部のみが

所蔵史料目録データベースにおいてカラー画像も公開されている。しれるにいたったと推測される。さらに近年では東京大学史料編纂所の

ら知られており、著名なコレクターの手を経て、史料編纂所に所蔵さなどの所蔵印があることからもわかるように、本史料の存在は古くか

「宝玲文庫」(フランク・ホーレー氏)や「月明荘」(反町茂雄氏)

がある。その際には改行箇所に」を付した。

一九三五年)を参考にした箇所がある。 谷慈鎧編『校訂増補天台座主記』(比叡山延暦寺開創記念事務局、 人名注は()、校訂注は〔〕で記した。なお、校訂注に際して、澁 丁の表裏の区切りに翻刻した。割注の中の割注は【】で記した。 上で記した。なお、校訂注に際して、澁 で記した。

翻刻

(表紙

天台座主記

(外題)

天台座主記上下

(内題)

天台座主記上

(1 オ)

天台座主記上

丘工国志買那人、 伝教大師 <sup>諱最一</sup>、

後漢孝献帝苗裔百枝息、近江国志賀郡人、俗姓三津氏、

神護景曇元年冠誕生、 七歳、学超同列、

十五、比叡山脚神宮禅院修行之間、香鑢灰十二、随大安寺行表和尚出家、窒亀九年、

中得仏舎利、心中求可安置之器、即同灰中得金

花器、即盛舎利、宛如旧器、

同七年咸初結構堂奉安置薬師仏像、『乗止観院、 後号延暦四年正七月中旬、初登叡山結庵為宿、生年十九、

(1 ウ

是堂三宇各別、文殊堂、

薬師堂、

経蔵等、

中間故名中堂、但彼経蔵今大師堂也、

同十六年五拝内供奉、年卅一、

同十七年寅始行十一月法花会、

同廿年号有求法思、請七寺之十座、扣六宗之論

皷、

今年大唐貞元廿年也、九月到台州国清寺、同廿三年畢惠縣廿七、四月、入唐之間、得一鎰随身不棄

会道邃和尚、闡揚天台法門、禀受羋三

聚净戒相次、仏瀧 寺行満座主、見求法染心、相

語云、昔聞、智者大師遺宣、吾滅後二百余

(2 オ)

法文之処、蔵鎰已失不能求出、歎息之間、大師朝、当弘伝者、将於大師到経蔵戸、擬開鎖授遇此人、我所披閱法門、授与日本闍梨、早還本蔵、従東国聖人来、弘行我法、聖語不虚、今

従腰下取出鎰、陳上件事、 開経蔵、 令応、 座

主弥至感、 即授与経論、

同十一月、遇修天台大師遠忌、

同廿一年四月、於越府龍興寺遇順暁阿闍梨、伝

授真言秘法、

同廿四年四六月、 帰朝、 主上感悦、令写新度法門

於七通、

八月廿七日、 有 勅始修灌頂、 本朝結縁灌頂之始也、

(2 ウ

十一月、法華会、添大師供

大同元年成奏聞定年分度者、諸宗感悦抃

躍、弘仁元年寅正月、於宮中金光明会、始天

台宗年分八人共出家也、年々度者相続

同年春、於一乗止観院、起始三部長講、夜宿堂

谷頭有誦法華経之音、一両夜尋声呼

求、 骨、手採捧之、尚誦経也、埋不令人踏、 雖聞誦音、不見人体、以灯求筧、有朽頭 弘仁三

年七月、建立法花堂於此地、 始三昧之行法・四季之

同五年平春、 為遂渡海之願、 向筑紫国於八幡

(3オ)

宮 講法花経、大神感動、 従斎殿内施紫

衣同袈裟、次於香春社講経、紫雲聳

社上、村人見雲群聚、拝喜大師、八幡紫

衣今在経蔵、

同六年老依本願、 向上野・下野両国、 書写二千部

法花経、

同九年成鋳鐘、建堂、

同十年紀奏聞可伝授菩薩大戒之由、諸宗有諍、

裁許不速、因之造顕戒論、重以進奏、

<sup>同士三年</sup>五月十五日、以山上雑事、委附入唐弟子義真、

六月四日辰剋、於中道院右脇怡然遷化春秋五+□、 [宍忠]

(3 ウ

貞観八年七月十二日、 勅書謚号伝教大師、 同大慈 日師覚 也、

第一座主義真和尚私号修禅大師、 治山十年

相模国人、丸部連氏、

師主伝教大師、 大学衆入道、 伝教共入唐、

弘仁十三年實五月十五日、 依大師付属惣摂山中雑事

同十四年兴二月廿六日、 勅賜寺額号延暦寺、

天長元年展六月廿二日、為座主、是座主之初也、

H 官牒云、義真奏状偁、先師、弘仁十三年五月十五 予知入滅、付属天台教法并院内惣事於

前入唐弟子義真了、六月四日怡然義真

畢六月四日遷化、春秋五十有六、自尓以来

(4 オ)

義真·円澄同在比叡之拳、 鑚仰天台之教

徒衆如旧遺跡弥新者、 依此 勅旨、 一乗之戒受

最澄大和上伝流于後際授宗之僧者、 左大臣

宣奉 勅依請

第二円澄和尚、西塔建立主、西塔 治山三年

武蔵国埼玉郡人至生氏

伊予国風早郡人、俗姓贊氏、

\*

\*天長五年、 有勅建戒壇院、

(4 ウ

第三円一和尚、諡号慈覚大師、仁 内供 治山十年、

下野国都賀郡人壬生氏、崇神天皇苗裔

仁寿四年戌四月三日、官符云、伝灯大法師円仁、右大臣仁寿四年戌四月三日、官符云、伝灯大法師円仁、右大臣、 師主伝教大一、

宣、奉勅、此法師宜定彼寺座主、

貞観二年展以安楽行品、伝法花経三昧、 今懺法也、

大狛氏、 父名池辺、

第四安恵和尚、<sup>金輪院、</sup>阿闍梨內供 治山四年、

慈覚大師入室弟子、 河内国大県郡人、 即随大師灌頂、 母丸子氏、

> 今年、相応和尚建立無動寺、 貞観六年甲二月十六日、座主宣命、年六十、

同八年五月十四日、被下以園城寺可為延暦寺別院

宣旨、

(5オ)

第五円珍和尚、諡号智証大師、少僧都

治山廿三年、

師主修禅大師

讃岐国那珂郡金倉郷人、

和気氏、

貞観十年弘六月三日、 座主宣命、

生年五十五、

仁和四年成建前唐院、

今年、 建立慈覚大師赤山禅院、

第六惟首和尚、虚空藏座主、阿闍梨内供 治山一年、

近江国蒲生郡人、

師主遍照僧正、 受法灌頂、

寛平四年至五月廿二日、 座主宣命、年六十八、

第七猷憲和尚、持念堂、内供阿闍梨 治山一年、

下野国塩屋郡人、

(5 ウ)

智証門徒 師主智 大、、

寛平五年翠三月廿五日 座主宣命年六十七

第八康済和尚、 蓮花房、 治山五年、

越前国敦賀郡人、

164

師主伝教大師、

光定和尚報号別当大師、

師主伝教大師

智証門徒、 師主別当大師、 智証大師受法灌頂弟子、

寬平六年與九月十二日座主宣命年六十七

第九長意和尚、露地座主、法橋 治山七年、

和泉国大鳥郡人、

師主慈覚大師、 即随大師受法潅頂、

昌泰二年起十月八日、 座主宣命、年六十四

**幽仙律師、** 位和寺根本師、

慈覚大師弟子、

(5オ)

第十増命和尚、監静観、監静観、 治山十六年、

智証門徒、

左大史桑内、

延喜六年寅十月十七日、 座主宣命、年六十四

同廿二年至五月十五日、第三度辞表、

\*辞退座主職、是初例也、

第十一良勇和尚、 谷座主、内供闍梨 治山一年、八ヶ月、

美濃国人、

智証門徒、 師主智大師

延喜廿二年任八月五日、座主宣命、年六十八

第十二玄鑒和尚、花山座主、法橋 治山三年、

摂津守高階茂範一男、

遍照僧正并良勇座主弟子、

(5 ウ)

延長元年八十十二日、 座主宣命、年六十三、

第十三尊意和尚、法性房、大僧都 治山十四年、

近江国人息長氏、

延長四年成五月十一日、 師主増全阿闍梨、 座主宣命、年六十六、

承平五年北三月六日美中堂及唐院并官舎・私

房惣四十一ケ処焼亡、於諸尊像者悉奉取出、又

根本灯不滅云々、

同十七日、蒙宣旨造始中堂三ケ年間造了、

第十四権律師義海、山本座主、少僧都

豊前国人、

宇佐氏、

尊意和尚受法弟子、

治山六年、

(6オ)

天慶三年贵三月廿五日、座主 宣命、年七十、

同四年華正月廿日、惣持院焼亡、

第十五権律師延昌、監察念、直、監察会、

治山十八年、

加賀国江沼郡人、

第十六大僧都鎮朝、又露地、 天慶九年四十二月卅日、 座主 治山七ケ月、 宣命、 元法性寺座主、

左京人、 橘氏、

165

師主長意贈僧正、

康保元年平三月九日、 座主 宣命、 年七十九、

第十七権少僧都喜慶、 三昧座主、 治山 年、

近江国浅井郡人、

師主相応和尚、

(6 ウ)

康保二年玉二月十五日、 座主 宣命、年七十七、

第十八権律師良一、諡慈恵、横河 大僧正 源 諡慈恵、 治山十九年、

近江国浅井郡岳本郷人、 木津氏、

師主理仙大徳、

雲晴弟子、

覚恵律師灌頂弟子、

宣命、年五十五

康保三年寅八月廿七日、座主

五堂一楼焼亡事、

天元二年呢三月廿六日、感神院可為天台別院之由天禄元年時四月廿一日、惣持院焼亡、

宣下、

寛和三年二月十六日、 賜諡号慈恵、 依権僧正尋禅奏也、

治山五年、

九条右丞相第十男、

(7オ)

慈恵和尚入室弟子、 即随和尚受法灌頂、

寛和元年四二月廿七日、 座主 宣命、年四十三、

永祚元年品九月八日、上表辞座主職并権僧正等、 雖

及再三 公家・山門共不聴許、

第二十大僧都余慶、権僧正 観音院座主、 歴三ケ月、

筑前国早良郡人、

智証門徒、 師主明仙律師、 行誉律師受法灌頂

永祚元年品九月廿九日、 十二月廿日、辞退座主職、 座主 · 依○山僧承引也、 不 宣命、<sup>年七十一</sup>、

第廿一 前少僧都陽生、 竹林院、 治 Ш

年

伊豆国人、 伊豆氏、

師主慈念僧正、

永祚元年起十二月廿七日、 座主 宣命、

(7 ウ

正暦元年寅九月、 辞退座主職

第廿二少僧都暹賀、本覚房、西

治山八年、

駿河国人、 藤原氏

慈恵大僧正弟子、

正暦元年寅十二月廿日、 宣命、年七十七、

事、一千余人同四年受八月一日、慈覚門徒等門追却智証門徒同四年受八月一日、慈覚門徒等門追却智証門徒

同五年十一月七日、惣持院焼亡、第三度

長徳四年成八月一日、 入滅、年八十五

第廿三前大僧都覚慶、東陽房、西前大僧正 治山十六年、

大納言伊望孫、

長徳四年成十月廿九日、座主 師主慈念僧正、 慈恵大僧正受法弟子、 宣命、年七十一、

長和三年與十一月廿三日、 入滅、年八十七、【八イ、】

第廿四大僧正慶円、後三昧座主、 治山五年、

播磨守藤原尹文男、

師主喜慶、 随円賀大僧都受法潅頂

寛仁三年紀九月三日、 長和三年寅十二月廿五日、座主 入滅、七十四、【五イ、】 宣命、

第廿五僧正明救、浄土寺座主、西 治山 二年、

醍醐天皇孫王、

師主慈念僧正、

寛仁三年程十月廿日、 転僧正任座主、年七十四

同四年與七月五日、 入滅、年七十五、

第廿六法印院源、西方院、西 治山八年、

(8)ウ

陸奥守平明平男、

師主慈恵大僧正、 覚慶座主弟子、

寛仁四年與七月十七日、 座主 宣命、年七十、

万寿五年成五月廿四日、 入滅、 年七十八、

> 第廿七権僧正慶命、無動寺、前大僧正 治山十年、

大宰小弐藤原孝友息、

長曆二年寬九月七日、入建石改元長元 原主 原主 原文元長元 原文六月十九日、原生 明主 遍教僧都、 賀秀 賀秀阿闍梨入室弟子、 座主宣命、年六十四

入滅、 ~ 年七十四、

智証大師門徒明尊大僧正競望件闕、 仍山僧騒動勒申文、

上奏、 智証大師門徒永不可補之由也

9オ)

裏書云、 定文云、

智証大師門徒大僧正明尊等申請三井寺内建立戒壇、

門徒沙弥等事、

内大臣教通、・春宮大夫藤原頼宗朝臣・皇后大夫藤原能信、、・

民部卿源通方、、等定申云、件事至于声聞戒者、 已有相別例、 於

‡」 戒未見其跡、尋先例可被行歟

抑依 勅定中宮大夫藤原長家、、・左兵衛督藤原公成、、・左大

弁」源経頼朝臣·左近中将藤原良頼、、等定申云、事旨雖同群

議」以共戒始尋被置台嶺之時例、 兼可被分件戒之由被問諸宗随

申」可被行歟、

春宮権大夫源師房朝臣定申云、

所申誅○可然忽被分旧跡難申一定、 [殊力]雖

可依 勅定歟、

権中納言藤原重尹、、定申云、件事一宗之中別立戒壇非穏便、 若

受」戒之間有濫行之輩者、可被制止歟、

(9 ウ)

長曆記者可尋之、日記云、天台座主自古以通真言之者必被補 教円」以手替令行灌頂古今惣無此事、今更補天台座主、是極非道 未曽結印契、何況於修法哉、 任、只通真言非顕教之者、多以任来、是依御修法事也、 未陳習之道也、法性寺座主又劣、 而教円 而

第廿八大僧都教円、<sup>東尾房、西</sup>法印 治山九年、

事也、

僧侶期」此事云々、

師主花山法皇、 伊勢守藤原孝忠息、

永承二年亥六月十日、入滅、年六十九、成云七十、 長暦三年祀三月十二日、座主 宣命、年六十一、

第廿九大僧正明尊、号志賀大僧正、 内蔵頭小野道風孫、 歴三ケ日、

智證門人、

10 オ

第三十少僧都源心、西明房、西 権大、、

治山五年、

平氏、院源座主甥、

師主慈忍権僧正、

永承三年代八月廿三日、 座主 宣命、 年七十八、

天喜元年段十月十一日、

第卅一権僧正源泉、 播磨国人 法輪院、 歴三ケ日、

智証門徒

天喜元年十月廿六日、 座主 宣命、

同廿八日辞退、

第三十二権大僧都明快、 利仁将軍末孫、 治山十七年、

師主明豪大僧正

10 ウ

第卅三権大僧都勝範、 蓮実房、 治山七年、

近江国野洲郡人、

師主覚慶座主、

同年五月九日、座主 宣命年七十五、

同四年『正月廿八日、入滅年八十三、二イ 承保元年實十二月廿七日、任僧正、

第卅四法務大僧正覚円、 宇治殿二男、 宇治僧正、 歴三ケ日、

智証門徒、

承保四年二月五日、 座主 宣命、年四十七、

(11)オ

承徳二年四月十六日、

第卅五法印覚尋、金剛寿院、権僧正 治山五年、

大納言道頼孫、

承保四年已二月七日、座主宣命、年六十六、十一月改元承暦 明快前大僧正弟子、

永保元年六月四日、

発向園城寺、焼失堂舎等、

依去

九月十三日、重園城寺焼失o了、 四月日吉祭三井法師抑留大津御供也、

《十、一 十月一日、 入滅、年七十、

第卅六法印権大僧都良真、四融房、大僧正 小松天皇末葉、 兵部丞源通輔子 治山十二年、

師主慶命前大僧正、

同元年酉十月廿五日、任座主、年六十、

(11 ウ

寛治二年十一月廿八日、 白河院御登山

同七年齊八月廿日、辞退座主、

第卅七僧正仁覚、 大僧正 治山九年、

右大臣源師房公三男

師主慶範、

同七年九月十一日、 十月三日、 両 (白河院·郁芳門院) 任座主、四十九、 御幸日吉了、

嘉保二年十月廿四日、 神輿御登山、中堂、

康和四年三月廿八日、 入滅、五十八、

> 第卅八法印権大僧都慶朝、<sub>寂場房、</sub>川 治山二年、

大宰大弐高階成章三男、

仁覚座主、尋光僧正弟子、

12 オ

同四年五月十三日、任座主、年七十六

長治元年八月八日、大衆伐払寂場房、 追却山門、 是

与貞尋僧都同心襲大衆之故也、

同二年閏二月五日、 上表辞退座主職、

入道大納言経輔卿息、

第卅九法務僧正増誉**、** 大僧正

一乗房、

歴二ケ目

智証門徒、 明尊僧正弟子、

同年閏二月十四日、任座主、年七十四、

同十五日、 上表辞退了、

第四十法印仁源、 理智房、 治山四年、

京極大殿息、

師主仁覚大僧正

12 ウ

長治二年配閏二月十七日、 任座主、年四十八、

天仁二年起三月九日、 入滅、 年五十二、

第四十一法印賢暹、教王房、 下総権守源信頼息、 治山 一年、

師主頼賢大僧都

同二年三月卅日、任座主、年八十二、

天永三年十二月廿三日、入滅、八十四

第四十二権大僧都仁豪、 權僧正 内大臣能長公五男、 治山十二年

天仁三年與五月十二日、任座主、年六十、七月改元天永 師主明快前大僧正、 良真大僧正入 良真大僧正入室、

保安二年、園城寺焼失、第三度

13 オ

十月四日、入滅、七十二【或云七十、】保安元年イ

第四十三権僧正寛慶、 大乗房、 治山二年、

右大臣俊家公息、

師主慶範僧正、

保安二年華十月六日、 僧事、 任権僧正、 補座主、年七十八、

同四年十一月三日、入滅、年八十二八

第四十四法務僧正行尊、平等院、大僧正 歴六ケ日、

小一条院孫王、

智証門徒、

保安四年十二月十八日、 任座主、 年六十九、

同四年二月五日、入滅、年八十二、

第四十五法印仁実、後寂場房、僧正 治山七年、

大納言公実卿二男、

師主仁覚大僧正、

保安四年發十二月卅日、 任座主、年卅三

大治元年所正月十三日、 白河・鳥羽・待賢門院御幸、

天承元年亥六月八日、入滅、年四十一、

第四十六法印権大僧都忠尋、柬陽房、西 治山八年、

清和天皇苗裔

師主覚尋権僧正、

大治五年戌十二月廿九日、任座主、 年六十六

保延元年配五月十八日、 仁和寺供養導師

同四年十一月十一日、辞座主大僧正、

同十四日、 入滅、七十四、

14 オ

第四十七前大僧正覚猷、法輪院、 歴三ケ日、

宇治大納言隆国卿艹、

智証門徒、

保延四年十月廿七日、任座主、年八十六、

同廿九日、 辞退座主、

京極大殿息、

第四十八権僧正行一、青蓮院、玄

治山十七年

師主寬慶座主、

保延四年兵十月廿九日、 任座主、御年四十二、

170

13 ウ

同六年閏五月廿五日、園城寺焼失、衆害山門下僧事也、

久安三年ff四月、貫首以下門徒僧綱等列参

法皇御所、是依訴申以白山平泉寺可為天台末寺

14 ウ

之由也、

\* 同廿七日、院宣偁、覚宗之後以白山平泉寺可為

延曆寺末寺之由、可被宣下也、乃至御帰依不 遂以非為理所被裁許也云々、

久寿二年亥十一月五日、御入滅、<sup>御年五十九</sup>

\*仁平三年九月、覚宗入滅、十月九日、 之由宣下、 以白山平泉寺可為天台末寺

第四十九権僧正最雲、無品親王 円融房、 治山六年、

堀河院皇子、

久寿三年丙三月卅日、任権僧正、為座主、##五十三、四月改元保元 師主仁豪権僧正、

応保二年壬二月五日、 下辞表、未定之間、 依病上表辞退座主職、 同十六日薨逝、五十九、【八八】 雖被返

第五十権僧正覚忠、宇治僧正、 歴三ケ日

(15 オ

大殿 息、

智証門徒、

応保二年閏二月一日、 任座主、年四十五

> 第五十一権僧正重愉、禪智房、 治山四ケ月、

右衛門権佐藤原重隆男、

師主仁実僧正、

応保二年刊閏二月三日、任座主、<sup>年六十七</sup>、

長寬二年正月三日、入滅、年六十九、

第五十二権僧正快修、本覚院、僧正 中納言大宰帥俊忠卿息、 治山三年、

最雲親王弟子、

応保二年任五月卅日、任座主、六十三、

長寛元年業三月廿九日、 園城寺沙弥如旧於延暦寺可

令受戒之由 宣下、

15 ウ

六月九日、 園城寺焼失事、第四度

第五十三権僧正俊円、常住金剛院、西西 治山二年、

入道左大臣俊房公息、

相命法印入室、

長寛二年申閏十月十三日、 補座主、年五十八、

権大納言顕通卿二男、

第五十五法印明雲、僧正

円融房、

治山十年

師主最雲親王、

任座主、年五十三、

本社、 <sup>尾張国、</sup>被誅了、同五日、三社神輿自祇薗奉迎 安元三年六月一日、天下有事、大納言成親等配所 中堂四社神輿同奉下之、今日前座主

寿永三年展二月三日、 四月改元元曆 行丨座主入室、

文治六年二月廿五日、

上表辞退座主、 任座主、年七十二、

16 オ

被召還、 其後籠居大原云々、

第五十六無品親王覚一、快 青蓮院、 治山三年、

鳥羽法皇第七皇子、

安元三年西五月十一日、任座主、御年四十四、八月改元治承 行ー大僧正入室、

養和元年十一月六日、薨逝、四十八、

第五十七僧正明雲、四融房、大僧正 治承三年紀十一月十六日、 治山四年、 任僧正、

即還補座主、年六十五、

寿永兴閏十月十二日九日、 入滅、六十九

□□□□□僧正俊尭、五智院、〔第五十八権〕 治山歴卅日

16 ウ

(神祇伯源顕) □仲卿息、

師主相源権大僧都、

寿永二年與十二月十日、任座主、年六十六、

第五十九○権僧正全玄桂林房、前、大僧正 治山六年、

少納言藤原実明息

17 オ

文治六年處三月四日、 任座主、年八十一、

第六十前大僧正公顕、本覚房、

歴四ケ日

安芸権守顕康王息、

智証門徒、

同七日辞退、

第六十一法印顕真、権僧正 宣揚房、 治山三年、

前美作守藤原顕能息、

文治六年成三月七日、四月改元建久 最雲親王弟子、

任座主、 年六十、

勅使少納言平信清,

七月六日、参前唐院開一箱、 仙範僧都、 内陣役、執当澄雲法印

申し上げる。 JPMJSP2108の支援を受けた。 [付記]紹介・翻刻を許可していただいた東京大学史料編纂所に感謝 また本研究はJST次世代研究者挑戦的研究プログラム

172